

令和5年度食育のための補助事業実施要項

公益財団法人長崎県学校給食会

- 1 趣 旨 本事業は平成21年4月から実施をしており、公益目的事業の一つである食育の指導に関する支援の一環として、長崎県内の学校等において食育推進のために行われる調理講習会・研修会及び親子料理教室、学校給食に係わる教職員の校内研修に対し補助を行います。
- 2 事 業 期 間 令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 3 申 請 対 象 (1) 給食センター等の調理員対象の調理講習会及び研修会
(2) 給食センター等の栄養教諭及び学校栄養職員対象の調理講習会及び研修会
(3) 校内及び地域での食育に関する親子料理教室
(4) 食育の指導に関する教職員の校内研修
- 4 申 請 条 件 (1) 申請期限は2月末日までとする。
(2) 当給食会による補助金以外に経費の予算があること。
(参加費など、金額不問。)
但し、他団体からも補助を受ける場合は別途相談すること。
(3) 報告・請求時には、支払領収書（コピー可）を添付すること。
(4) 当給食会物資を購入した場合、その金額は補助の対象外とする。（当給食会から購入した物資は報告書に記載しない）
- 5 申 請 の 流 れ (1) 申請
食育のための補助金申請書【様式1】に記入・押印し、資料（開催要項、レシピ等）と併せて担当市町教育委員会へ提出する。
(2) 内容確認
内容確認後、担当市町教育委員会から当給食会へ一式を送付する。
(3) 報告・請求
事業終了後、食育推進報告書【様式2】と食育のための補助金請求書【様式3】を作成し、支払領収書（コピー可）、振込先の通帳コピー（表紙裏面）と併せて当給食会へ提出。

(4) 補助金振込

報告書の内容を精査し、請求書に沿って補助金を振り込むことで事業が完了する。

6 注意事項

- (1) 補助金は報告内容を当給食会が精査し、予算の範囲内で決定する。
- (2) 補助金額は上限を 10,000 円（税込）とする。
- (3) 事業実施後は速やかに報告書と請求書を提出すること。
- (4) 申請を取り消す場合（研修会が参加費のみで運営できた等）は申請取消書【様式4】を提出すること。
- (5) 申請は担当市町教育委員会を通じ、確認を受けること。なお該当の市町教育委員会が無い場合（私立等）は当給食会へ直接申請すること。
- (6) 振込先は公的に使用されている口座名を記入すること。
- (7) 補助金額決定時及び補助金振込後の連絡は行わない。変更があった場合のみ連絡を行う。
- (8) 各種書類提出時には当給食会配達便を利用可。なお、FAX や E-mail での受付は不可。
- (9) 普及充実事業の一つである副食用物資支援事業との併用も可。
- (10) 当給食会広報誌「給食だより」への寄稿を依頼することがある。

7 送付先

〒859-0403

長崎県諫早市多良見町市布 1708-4

公益財団法人長崎県学校給食会

8 問い合わせ

業務課（担当：山本）

電話：0957-43-1321

FAX：0957-43-4618

E-mail : yamamoto@nagasaki-kenkyu.or.jp